

登録教習機関の登録事項変更に係る公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年9月30日 労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称 及び代表者職氏名	一般社団法人 日本クレーン協会 会 長 曄道 佳明
-----------------------	------------------------------

本部所在地 （岐阜支部所在地）	東京都江東区新木場1丁目11番7号 （岐阜県瑞穂市牛牧671番地1）
--------------------	---------------------------------------

登録番号と技能講習の種類	第1号	玉掛け技能講習
	第60号	床上操作式クレーン運転技能講習
	第61号	小型移動式クレーン運転技能講習
	第68号	移動式クレーン運転実技教習
	第171号	ガス溶接技能講習
	第178号	高所作業車運転技能講習

変更事項

変更前（代表者の氏名）	会 長 森下 信
変更後（代表者の氏名）	会 長 曄道 佳明

変更年月日	令和8年6月22日
-------	-----------

令和8年9月9日

岐 阜 労 働 局 長
（ 公 印 省 略 ）